

指定管理者評価検討委員会 評価結果

指定管理者制度全般の運用に関する意見

- 1 区内には多くの公共施設があるが、その多くは、貸室・館、イベント実施を行っており、これらを一元的に管理運営する方が、区民、利用者にとってより本来の目的を達成でき、費用の削減も可能ではないか。
- 2 現在、指定管理者制度を導入していない施設に関しても、可能な限り、指定管理者制度への移行、民営化など運営の効率化や質の向上を図る方策を検討されたい。
- 3 すべての施設について、公募方式、かつ、第三者委員が必ず含まれる方式で選定されたい。やむを得ず、公募によらない場合は、当該事業者の実績ではなく、他の事業者では実施できないことを論証できるようにされたい。
- 4 指定管理者に対する要求水準、選定基準の明確化、客観化を進めていただきたい。特に、指定管理者が必ず満たすべき事項、推奨される事項、禁止される事項の明確な峻別を図られたい。また、提案者には区が求める内容をどのように達成し、工夫するのかがわかる提案書を求め、選定されたい。
- 5 提案書の変更を認める場合の基準を明確化されたい。
- 6 年度協定書の具体化を行っていただきたい。4～6に関しては、指定管理者の自由な発想の誘導を否定するものではないことは言うまでもない。
- 7 評価にあたっては、客観的事実に基づく評価を行い、提示していただきたい。
- 8 4～7の趣旨は、直営施設の目標マネジメントや事務事業評価に際しても同様であり、反映されたい。
- 9 評価に際しては、区が求めた内容とその結果が分かるように、選定と評価の項目を極力一致させることに努められたい。
- 10 協定書に事業者からの提案書の内容を反映されたい。
- 11 評価委員会と評価検討委員会では大半の委員が重複しており、各々の会の役割・位置づけを明確に分けることが難しいため、評価検討会、評価委員会、評価検討委員会の各々の役割を整理し、委員構成や具体的な検討事項等を再検討されたい。
- 12 利用者アンケートに関して、最低限必要な項目については、区から提示することを検討されたい。
- 13 設置から相当年数経過している施設については、必ずしも施設の本来の設置意義と現在の住民のニーズが合致しているとは限らない。また、現在は合致していたとしても今後合致しない可能性もある。こうした施設の場合に施設の本来の設置意義の範囲内でサービスの向上を図るのか、あるいは設置意義を見直して利用者のニーズに合致させるのかを検討されたい。
- 14 選定から評価を一連の手続きに関して全庁的な標準化を図られたい。
- 15 評価結果について、指定管理者から異議申し立てができる仕組みを検討されたい。
- 16 募集時に区が求める事項に明確化するなどにより、指定管理者の自主モニタリングの充実を図る方策を検討されたい。
- 17 指定管理者の財務状況評価を充実する仕組みを検討されたい。
- 18 評価項目は、施設共通の項目と施設の特性に応じた項目の識別を検討されたい。